

設置根拠及び委員名簿

1. 設置根拠等

- 新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について（平成24年8月3日新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定）

（参考1）新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）
（抄）

（参考2）新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について（平成23年9月20日閣議口頭了解 平成24年8月3日一部改正）

2. 各会議の委員名簿

① 新型インフルエンザ等対策有識者会議委員名簿

② 基本的対処方針等諮問委員会委員名簿

③ 分科会委員名簿

・ 医療・公衆衛生に関する分科会委員・臨時委員名簿

・ 社会機能に関する分科会委員名簿

新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について

平成24年8月3日
新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定

新型インフルエンザ等対策の円滑な推進のため、新型インフルエンザ等対策閣僚会議の下に、新型インフルエンザ等対策有識者会議(以下「有識者会議」という。)を開催する。

1 新型インフルエンザ等対策有識者会議

- (1) 有識者会議は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣に対し述べることとする。
 - ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第6条第5項の規定に基づく意見。
 - ② ①に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を図るために必要な意見。
- (2) 有識者会議は、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者(以下「学識経験者」という。)の中から内閣総理大臣が指名する構成員30人以内をもって構成する。
- (3) 内閣総理大臣は、構成員の中から有識者会議の長及び有識者会議の長の代理(以下「長代理」という。)を指名する。
- (4) 長代理は有識者会議の長を補佐し、有識者会議の長に事故があるときは、長代理を有識者会議の長とする。長代理が2人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣が定めた順序で、有識者会議の長とする。

2 基本的対処方針等諮問委員会

- (1) 有識者会議の下に、基本的対処方針等諮問委員会(以下「諮問委員会」という。)を開催する。諮問委員会は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣又は法第16条第1項の新型インフルエンザ等対策本部長に対し述べることとする。
 - ① 法第18条第4項に基づく意見。
 - ② ①に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の発生時の対策に関する必要な意見。
- (2) 諮問委員会は、有識者会議の長及び長代理並びに内閣総理大臣が指名する有識者会議の構成員をもって構成し、その総数は、有識者会議の長及び長代理を含め10人以内とする。
- (3) 諮問委員会の長は、有識者会議の長をもってこれに充て、諮問委員会の長の代理は、長代理をもってこれに充てる。
- (4) 1(4)の規定は、諮問委員会の長の代理について準用する。
- (5) 内閣総理大臣において特に緊急を要するため諮問委員会の構成員に参集を求めるとまがないと認めるとき又は参集するよう努めたにもかかわらず、なお構成員の過半数が出席できないときは、内閣総理大臣は、法第18条第4項に

基づく意見を諮問委員会の長から聴取するものとする。

- (6) 諮問委員会の長は、(5)の規定により、意見を述べたときは、その旨及び意見の内容を次の諮問委員会において報告しなければならない。

3 分科会

- (1) 有識者会議は、次の表の上欄に掲げる分科会を開催し、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について検討する。

名称	医療・公衆衛生に関する分科会	社会機能に関する分科会
検討事項	医療等の提供体制の確保に係る事項等医療・公衆衛生に関する事項。	登録事業者の登録基準に係る事項等社会機能に関する事項（医療・公衆衛生に関する分科会の検討事項を除く。）。

- (2) 分科会に属すべき構成員は、有識者会議の構成員の中から内閣総理大臣が指名する。
- (3) 内閣総理大臣は、当該分科会に属する構成員の中から分科会の長を指名する。
- (4) 分科会の長に事故があるときは、当該分科会に属する構成員のうちから内閣総理大臣があらかじめ指名する者を分科会の長とする。
- (5) 内閣総理大臣は、分科会に、特別の事項を検討させるため必要があると認めるときは、学識経験者の中から臨時構成員を指名することができる。

4 構成員の参集

内閣総理大臣は、有識者会議及び諮問委員会を開催するため、構成員の参集を求める。

5 関係行政機関の責務

関係行政機関は、有識者会議、諮問委員会及び分科会（以下「有識者会議等」という。）の運営に最大限協力するものとし、正当な理由がない限り、有識者会議等からの資料提出及び説明聴取等の要請を拒むことはできないものとする。

6 意見の開陳等

有識者会議等の長は、必要と認める者に対して、有識者会議等への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

7 庶務

有識者会議の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。ただし、医療・公衆衛生に関する分科会に係るものについては、関係行政機関の協力を得て、内閣官房との連携の下に厚生労働省において処理する。

8 その他

1から7までに定めるもののほか、有識者会議等の運営に関し必要な事項は、有識者会議等の長が定める。

(参考1)

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）抄

（政府行動計画の作成及び公表等）

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

2～4 （略）

5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

6～8 （略）

（基本的対処方針）

第十八条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定めるものとする。

2・3 （略）

4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

5 （略）

(参考2)

新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について(平成23年9月20日
閣議口頭了解 平成24年8月3日一部改正)
新旧対照表

新	旧
<p><u>新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について</u></p> <p>1. <u>新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等感染症及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症をいう。以下同じ。)</u>の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、<u>新型インフルエンザ等対策閣僚会議(以下「閣僚会議」という。)</u>を随時開催する。</p> <p>2. <u>閣僚会議</u>の構成員は、全閣僚とする。 <u>閣僚会議</u>には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。</p> <p>3. <u>閣僚会議</u>は、内閣総理大臣が主宰する。</p> <p>4. <u>閣僚会議</u>は、専門的事項について<u>意見を求めるため、学識経験者の参加を求めることができる。</u></p> <p>5. 関係省庁間の事務を調整し、この<u>閣僚会議</u>を補佐するため、関係行政機関の実務担当者による会議を随時開催する。</p> <p>6. <u>閣僚会議</u>の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。</p>	<p><u>新型インフルエンザ対策閣僚会議の開催について</u></p> <p>1. <u>新型インフルエンザの発生に関して、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、新型インフルエンザ対策閣僚会議(以下「会議」という。)</u>を随時開催する。</p> <p>2. 会議の構成員は、全閣僚とする。 会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。</p> <p>3. <u>会議</u>は、内閣総理大臣が主宰する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4. 関係省庁間の事務を調整し、この<u>会議</u>を補佐するため、関係行政機関の実務担当者による会議を随時開催する。</p> <p>5. <u>会議</u>の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。</p>

新型インフルエンザ等対策有識者会議 委員名簿

	伊藤 隼也	医療情報研究所 医療ジャーナリスト
	伊東 紀子	まや法律事務所 弁護士
	井戸 敏三	兵庫県知事
	庵原 俊昭	独立行政法人国立病院機構三重病院長
	大石 和徳	国立感染症研究所感染症情報センター長
	大西 隆	日本学術会議会長・東京大学大学院工学系研究科教授
	大橋 俊二	裾野市長
○	岡部 信彦	川崎市衛生研究所長 (前国立感染症研究所感染症情報センター長)
	翁 百合	日本総合研究所理事
	押谷 仁	東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授
◎	尾身 茂	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構理事長 (前新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会委員長)
	折木 良一	前統合幕僚長
	河岡 義裕	東京大学医科学研究所感染症国際研究センター長
	川名 明彦	防衛医科大学校内科学講座2 (感染症・呼吸器) 教授
	川本 哲郎	同志社大学法学部・法学研究科教授
	小森 貴	日本医師会常任理事
	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
○	田代 真人	国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター長
	朝野 和典	大阪大学大学院医学系研究科感染制御学分野教授
	永井 庸次	社団法人全日本病院協会理事
	古木 哲夫	和木町長
	松井 憲一	日本経済団体連合会 国民生活委員会 企画部会長
	丸井 英二	人間総合科学大学人間科学部教授
	南 砂	読売新聞編集局医療情報部長
	安永 貴夫	日本労働組合総連合会 副事務局長
	柳澤 秀夫	日本放送協会解説委員長

◎：会長 ○：会長代理

(五十音順・敬称略)

基本的対処方針等諮問委員会委員名簿

- | | |
|---------|---|
| 庵原 俊昭 | 独立行政法人国立病院機構三重病院長 |
| 大石 和徳 | 国立感染症研究所感染症情報センター長 |
| ○ 岡部 信彦 | 川崎市衛生研究所長
(前国立感染症研究所感染症情報センター長) |
| ◎ 尾身 茂 | 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構理事長
(前新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会委員長) |
| 河岡 義裕 | 東京大学医科学研究所感染症国際研究センター長 |
| 川名 明彦 | 防衛医科大学校内科学講座2(感染症・呼吸器)教授 |
| 小森 貴 | 日本医師会常任理事 |
| ○ 田代 真人 | 国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター長 |
| 朝野 和典 | 大阪大学大学院医学系研究科感染制御学分野教授 |

◎：委員長 ○：委員長代理

(五十音順・敬称略)

新型インフルエンザ等対策有識者会議 社会機能に関する分科会 委員名簿

	井戸 敏三	兵庫県知事
○	庵原 俊昭	独立行政法人国立病院機構三重病院長
◎	大西 隆	日本学術会議会長・東京大学大学院工学系研究科教授
	翁 百合	日本総合研究所理事
	折木 良一	前統合幕僚長
	小森 貴	日本医師会常任理事
	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
	松井 憲一	日本経済団体連合会 国民生活委員会 企画部会長
	安永 貴夫	日本労働組合総連合会 副事務局長
	柳澤 秀夫	日本放送協会解説委員長

◎：分科会長 ○：分科会長代理

(五十音順・敬称略)

新型インフルエンザ等対策有識者会議
医療・公衆衛生に関する分科会 委員・臨時委員名簿

- | | | |
|---|-------|------------------------------------|
| | 井戸 敏三 | 兵庫県知事 |
| | 庵原 俊昭 | 独立行政法人国立病院機構三重病院長 |
| ○ | 大石 和徳 | 国立感染症研究所感染症情報センター長 |
| | 大橋 俊二 | 裾野市長 |
| ◎ | 岡部 信彦 | 川崎市衛生研究所長
(前国立感染症研究所感染症情報センター長) |
| | 押谷 仁 | 東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授 |
| | 河岡 義裕 | 東京大学医科学研究所感染症国際研究センター長 |
| | 川名 明彦 | 防衛医科大学校内科学講座2(感染症・呼吸器)教授 |
| | 小森 貴 | 日本医師会常任理事 |
| | 櫻井 敬子 | 学習院大学法学部教授 |
| | 田代 真人 | 国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター長 |
| | 朝野 和典 | 大阪大学大学院医学系研究科感染制御学分野教授 |
| | 永井 庸次 | 社団法人全日本病院協会理事 |
| | 古木 哲夫 | 和木町長 |
| | 丸井 英二 | 人間総合科学大学人間科学部教授 |
| | 南 砂 | 読売新聞編集局医療情報部長 |

◎：分科会長 ○：分科会長代理

【臨時委員】

- | | | |
|--|---------|-------------|
| | 坂元 昇 | 川崎市健康福祉局医務監 |
| | 佐々木 隆一郎 | 長野県飯田保健所長 |

(五十音順・敬称略)